

第八回 国会 通商産業委員會議録 第十一号

昭和二十五年七月三十一日(月曜日)

午後二時二十分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 阿佐美廣治君 理事中村 幸八君

理事 河野 金昇君 理事 今澄 勇君

江田斗米吉君 小川 平二君

高木吉之助君 福田 一君

南 好雄君 金塚 孝君

武藤連十郎君 田代 文久君

小平 忠君

出席政府委員

通商産業事務次官 首藤 新八君

通商産業事務官 中島 征帆君

(資源庁次官) 岡田 秀雄君

委員外の出席者

資源庁次官 石井由太郎君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

(通商産業事務官) 鈴木 平君

につき、その補欠として武藤連十郎君及び風早八十二君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

鉱業法案(内閣提出第一九号)

採石法案(内閣提出第二〇号)

輸出電球の生産割当及び買上契約の不履行問題に関する件

特別鉱害復旧臨時措置法の施行に関する件

〇小金委員長 これより通商産業委員

会を開会いたします。

ただいまより鉱業法案及び採石法案を議題として審査を進めます。この際

両案に関する資料の要求等がありま

たら御発言を願います。別段委員

から御発言がありませんが、政府当局

から何か資料について御説明がありま

すか。

〇徳永説明員 実は鉱業法案及び採石

法案に關する参考資料をお手元に

お配りしてございますが、これは御承

知の通りこの両法案を前国会に提出す

る予定にいたしておりましたので、作

成いたしましたのが時間的に若干古く

なっておりますので、この休会中にわ

れわれとしまして十分に新しいデー

ターを繰り込んで仕上げたいと思つて

おるわけでございます。つきましては

項目等につきまして御希望がございま

したら、御注意いただきますれば、そ

ういう御要望を繰り込みましてつづ

なものを調製いたしまして、お配り申

し上げたいと考えておるわけでありま

す。

〇小金委員長 それでは資料につきま

してはこの程度にしておきます。両案

につきましてはすでに閉会中継続審査

の申入れをいたしておりますから、正

式に院議によりまして閉会中審査事件

として付託せられてから、閉会中

に継続して審査を進めることにいたし

まして、本日はこの程度にとどめてお

きます。

〇小金委員長 この際、輸出電球の生

産割当及び買上契約の不履行問題につ

いて、武藤連十郎君より発言を求めら

れておりますからこれを許します。武

藤連十郎君。

〇武藤(連)議員 これは通産省、前の

商工省、それから当時の外局でありま

した貿易庁、安定本部、鉱工業貿易公

団、これら一連の政府機関に關係のあ

ることです。私、最初は、最初は何

どの省、どの局というところでなくつ

て、概括的に御質問申し上げますか

ら、最も適當なところから順次御答弁

をお願いしたいと思います。

昭和二十四年のクリスマス用の小型

電球につきまして、昭和二十三年の秋

から暮にかけて、商工省、貿易庁、安

定本部、公団などが、あるいは業者が

対して電球の生産の割当をして、それ

をいろいろ手続を経て、公団が

これを買い上げるという契約ができた

のであります。その数は二千万個で、

その金額は約二億円に上るわけになつ

ております。業者の数は百名に近いの

であります。このようにしてつくら

れた電球が遂に買い上げられることが

できないことになりました。業者は非

常に窮乏に追い込まれておる。メーカ

ーのみならずサプライヤーも困つてお

る。それからメーカに資材が売りま

した材料商も非常に困つておる。これ

らの關係業者の従業員である労働者諸

君も非常に困つておる。こういう状態

であります。数万、数十万の労働者

が窮乏に追い込まれておる実情であり

ます。これに對しまして、業者がしば

しば当局に陳情、救済方、解決方をお

願いをいたしましたけれども、一向に

適當な処置がとられないという実情で

あります。こういう問題について一体

政府はどういう方法をとろうとするの

か、またこのまま今まで通り放任をし

て置こうというのか、順次私はこまか

い点にわたつて御意見を伺いますけれ

ども、最初に概括的な政府の意見を承

りたいと思つております。

〇石井説明員 クリスマス用電球は、

御承知のように需要の季節がございま

して、従つてこの輸出につきましても

一定の時期に多く輸出契約が締結され

輸出しておる現況でございます。従つ

て輸出に携わります業者——輸出業

者、メーカ、こういう方々は常に

非常に不安な状況のもとに生産いたさ

ねばならぬというまことにお気の毒な

状況下にあると考えるのでございま

す。しかしながらこれを政府貿易とい

たしまして、輸出をとりさばいて参る

ことにつきましても、需要を自身

非常に變動性がはげしいのでございま

するので、危険を賭することなくして

はできないという状況のもとにある商

品でございます。もちろん民間ベース

で輸出できまするまでには、すべて政

府貿易の形でこれをとりつくるたの

でありますけれども、二十三年八月以

降、民間輸出がどん／＼行われるよう

になりましたので、原則といたしまし

てこのような契約は民間ベースで輸出

していただくという方針をとつて参

つておるのでございます。しかしなが

らただいま御指摘のありましたよう

に、二十三年の暮になりますと、実は

二十三年度の輸出の景況が非常によろ

しいのでございまして、二十二年四

百十萬個にしかすぎなかつた輸出が、

二十三年度中に六千五百萬個を突破す

るというような景況になりました。先

行き大いに明るい見通しもあつたせい

だらうと考えるのであります。だん

だんに一本レイトが設定されようとい

うような気構えもございしたので、

生産を継続的にいたしまして、生産費

を低減したい。注文が来たからといつ

て一々手をわけておるようなことでは

なか／＼コストの低減がはかりがたい

という点が一点。第二点は、当時ガラ

スでございまして、その他のいろいろ

な資材が割当制のもとにございまし

て、これが輸出契約ができたりませ

んと資材の割当ができなくなる。そこ

でこれらの難点を矯正したいという

御希望から、ぜひ計画生産をやらし

もらえぬかというお話がございまし

た。政府といたしましては、司令部そ

の他に折衝いたしまして、千九百五十

万個を目標として、計画生産をやらし

て、千九百五十万個を目標として、

計画生産をやらし、千九百五十

万個を目標として、計画生産をやらし

て、千九百五十万個を目標として、

計画生産をやらし、千九百五十

万個を目標として、計画生産をやらし

て、千九百五十万個を目標として、

計画生産をやらし、千九百五十

八万個の許可の申請をいたしまして、許可を與えたのでございます。輸出の許可はいたしまして、これを政府買上げの方式によるかどうかというところにつきましては、慎重に検討いたしましたのでございまして、先ほど申し上げましたように、ともすれば輸出滞貨となりまして国家の背負い込みとなるという点を深く憂えたのでございまして、業界からは、金融の便宜といったような問題もありますので、ぜひ政府で買上げ上げてほしいというお話でございました。但しただいま申し上げましたような懸念もございましたので、政府といたしましては、できるだけ民間自身の手でさばいてもらうように、業者から誓約をしていただいております。政府の、貿易庁の手を煩わさず、業者みずから輸出に努める。もし政府で買上げをされまして、その買上用品が政府買上げ後三箇月以内に輸出されません場合には、政府の買上価格に諸損を加えた金額で買ひ戻すということの申出がございましたので、これらの誓約をいたさずして、約二億円に上る買上げさしずをいたし、買上計画を提出されたのであります。ところが二十四年の三月になりますと、いよ／＼一本レイトもできるという気構えになりますし、また当時貿易特別会計の金繰りの事情もありまして、かた／＼できるだけ民間ベースの貿易形態に移行させたいというふうな見地から、一般に計画生産をもつて輸出されておりますた物資の輸出品の買上げを中止することとしたのであります。その條件といたしましては、三月末までに公団に引渡しになったものはすべて買ひ上

げる。三月末以後に納入される予定のものは買ひ上げないという二点でございます。従いまして、電球でございしても三月末までに公団に納入になりましたのは、すべてこれを買ひ上げております。その数量は約四百五十万個、金額にいたしまして千九百五十万円と承知いたしております。三月三十一日までに納入に至りませんでしたものは、すべて解約と相なつたわけでございます。これは政府が無償で解約をいたしますことは、一見非常に酷なように見受けられるのでございまして、けれども、もと／＼本契約につきましても、先ほど申し上げましたような約定が明文をもつてされているのであります。すなわち政府買上げ後といえども輸出されませんければ、当然業者が買ひ戻すという約款がついておるのであります。従いまして無償解約といひますことは、実質的には業界に何ら負担をふやしておらないということに相なるかと考えるのでございます。なお買上げをこのようにいたしましたのでございまして、業界の実情をわれ／＼も聞いております関係では、大部分がみずから自発的に解約を申し出ましたり、民間ベースの輸出に振り向けたりいたしまして、それ／＼処置をつけておると承知いたしております。ただ買上げを行いましたその約四百五十万個、一千九百五十万円につきましては、その後一年間懸命になりまして輸出契約をいたすべく努力したのでございしますが、遂に契約が成立しておりません。従いまして、買ひ戻しを業界に求めなければならぬ立場に立つておるわけでございます。現にそれを請求いたしたつてございします。同時にまた

業界からもその買ひ戻しを履行いたしておる方々もあるような状況でございします。

○武蔵(通)委員 今石井部長のお話を伺っております。買上契約はしたけれども、そのときに誓約書をもつて誓約させて、そうして買上げをしないでよい。自由に業者が売れ、また買上げをして買ひ戻さなければならぬという約款をつけたというふうなことを申し上げておられますけれども、一体それはいつしたものであるか。この割当の話が出たのは、二十三年の九月ごろから話が始まりまして、十二月の一日には商工省からも倉庫商事事務官が出席をし、貿易庁からも稲田事務官が出席をいたしまして、東光ビルで割当をいたしておられます。りっぱに割当をしておる。割当というのは買上げと同じです。

「委員長退席、多武良委員長代理 蒲席」

そのときには、今石井部長のお話があったような約款は何ら話が出ておらない。この割当に従いまして業者は十二月から一月にかけて、大部分においては十二月にほとんど契約の生産をやつておるといふ立場である。貿易公団と買上契約というものは一月、二月にわたつたものもありまして、その一月の末から二月ごろの買上契約というものについてさような誓約書をつたというところでありまして、全然誓約書をとらないものもあるのではないか。話は一月末から二月になつて、すでに業者が割当でつた製品を生産し、サプライヤーその他から金融を受けて、ほとんどこの問題に関する仕事というものは完了しておつた後

に、さような誓約というものを突如として押しつけたという形になつてゐるのでありますけれども、その点についてはどうでありますか。

○石井説明員 ただいまお話がございましたが、この計画生産の割当というものは、私法上の売買契約との関係につきましては、実は書類その他が残つておりませんので、私明かにいたしかねますが、公団が買上契約を締結させたものにつきましては、漏れなく誓約書をとつてございします。これは契約締結と同時に承知いたしております。

○武蔵(通)委員 私は政府当局から、さような一片の誓約書によつて責任をのがれようとするような三百的なりくつをここで聞こうとしておるのではございせん。そういうふうなことは裁判所で話してもらいましよう。一体政府が、これは商工省も、当時の貿易庁も、安定本部も貿易公団も同じく一連の政府機関であります。従いまして、直接買上げの面に入り、直接買上契約をするものがだれであろうとも、これは一連の行為として政府がその責任を負わなければならぬ。今の御答弁によりますと、書類がないから、買上契約をするときに一様に全部からつたように思うというふうなお話でございしますが、なるほど一月末から二月にわたつたところの、あとでできたところの契約書には、さようなものはございませうけれども、その前には話もなければ誓約書もないという実情であります。言いかえしますならば、これは政府が独自の見通しに基いて割当をし、それに基いて業者がつくつて、その後において、私は貿易の実情はどうなつたか知

らない。どうなつたか知らないが、あるいはまた政府内部における不統一もあると聞いております。そういうふうな官僚のセクシヨナリズムから、ついにこの買上げが行われなくなつた。あるいは資金繰りが押さなかつたということがあるのであります。そういうふうな政府内部の見込み違い、政府の責任における見通しの間違い、それから政府内部の不統一、分散している各機関の不統一、そういう理由から買上げが行われなくなつた。その結果を全部業者に転嫁するという形がここに出て来ているのではないかと思うのであります。これは單なる誓約書によつて、お前たちかたはだというふうなことは許されぬ実情にあるのではないでしようか。

○石井説明員 ただいまの御話によりまして、政府が計画生産を押しつけまして、そうしてあとは法律形式的な誓約書や契約書をたてておつて、契約を履行しておらないというふうな御意見をございしますが、私聞いております限りでは、政府としては、このようないまかい契約は政府貿易形態に即しないものであるという見解を持つておるのに対して、むしろ金融の面、資材割当の面、あるいは生産計画の面といったようなところから、業界から強い御要望があらましまして、余儀なく政府貿易形態というものをとつた。従いまして、そのいわばかわり証といたしまして誓約書が入つておるのでございまして、政府みずからその責任と創意によりまして契約いたしましたものには、そのようなかかり証はとつていないのであります。この事実を徹しましては業

界の強い要望によつてそういたしましたので、政府が決して一方的に押しつけて、そのしりをぬぐわないというようなどことはないと考えております。

○武蔵(逓)委員 公団の方が見えておりましたら、公団の方から今までの経過について弁明を求めます。

○吉田説明員 このクリスマス電球の計画生産につきましては、今石井経理部長から御説明がありました。また、つたぐその通りでありまして、私がここに何らつけ加える必要も、また事柄もないと思ひます。

○鈴木説明員 生産計画をいたしまするに至りましたその間の事情を簡単に御説明申し上げます。先ほど石井部長から御説明申し上げました通り、二十三年になりましてクリスマス電球の輸出が急に多くなりまして、総額六億万円にもなりました。日本品では重要な輸出品であります。しかもこれがたぐさんのメーカーでつくられておりますが、その生産期間が非常に限られておりました。従ひまして、業界といたしましては、その生産の繁閑によつて事業の保持あるいは持続の保持にかなうか至難を感じておることを十分承知しておる次第であります。従ひまして、この間におきまして、われ／＼といたしましては、なるべく一年を平均化した生産能力で生産を継続いたしました。輸出の振興をはかりたい、こういう所存で問題を進めて参つた次第であります。十月の二十八日に鈴木商會以下約六十名の判によりまして、商工大臣に對しまして、昨年の輸出は終つたが、その輸出開散期において生産の穴埋めをしてくれという陳情があつた次第でございます。実情といたしまして

て、まさにその通りであります。私たちも調停いたしました。種々業界の事情について御相談いたしました上に、生産計画二千万個のものにつきまして貿易局に相談協議いたしました次第でございます。

○武蔵(逓)委員 そこで、それでは少しこまかいところを伺ひますが、昭和二十三年の十二月一日に東光ビルで貿易局から稲田事務官が出席いたし、倉石事務官からいろいろ説明があつて、割当をして、価格は八〇％、納期は二月二十八日、大体においてこういうふうな割当をしたことはありますか、ありませんか。

○鈴木説明員 先ほど申し上げましたことによりまして、生産計画をやるという、その状況について説明をしたことは事実でございます。

○武蔵(逓)委員 状況についてというのはどういう趣旨ですか。状況の報告だけで済むか。それとも各業者を指定して、どのメーカーに對してはどういう種類のものを何箇というふうな明細な生産指示をいたしておるはずでありますけれども、そういう事実はありませんか。それを生産についての状況報告と申すのですか。

○鈴木説明員 業界からの輸出申請の申込みに従ひまして、それに対しては当時の輸出状況からいたしまして、政府の方で輸出を押える、輸出申請者を整理することをいたしました。詳細にメーカー別に、個別に生産の数字を相談いたしました。でございます。

○武蔵(逓)委員 いや、相談ではない。相談というのはどういうのですか。話し合いをしたのですか。あなたの方から印刷物か何かで從來割当をし

たような形と同じ形でやつておるのではないですか。間違ひのない、責任のある答弁を求める。事をいまいにしない、具体的に言つてもらいたい。

○鈴木説明員 メーカー別の数字をそこで決定したはずでございます。

○武蔵(逓)委員 そうしますと、このようなメーカー別に数字を決定して、生産の指示をするということ、商工省が独自の立場でやるのか、その前にあらかじめ関係当局に、商工省なり貿易局なりから話をしまして、輸出許可についての了解を求めた上でするか、あるいは指示をした後に求めることになるのか、その点を伺ひたい。

○石井説明員 ただいまのは、業界の申請をとりまとめまして、関係方面と折衝して、その輸出の数量の大ききについで、大き過ぎるというふうなものにつきては、勧告的な意味で、忠告的な意味で圧縮した事実はございませう。しかしそれ以外のものは、すべて業界の申請通りという、先ほどおつしやつた御趣旨の通りでございます。

○武蔵(逓)委員 輸出許可について、司令部の方の了解があつたのか、なかつたのかということをおは伺ひつてゐるのです。

○石井説明員 司令部の了解はあつたように聞いております。

○武蔵(逓)委員 そうすると、それに基づいて個別の割当をしたわけでありませう。

○石井説明員 個別の割当と申しまするよりも、業界からの申請で、頭の出ている、不適当と思はれるものを切つて、そうして輸出申請をできるだけ取入れた計画をして来た、こういうことになります。

○武蔵(逓)委員 いやもつとつたんで申し上げますと、IEの一〇〇というところでやるのは、もう政府の買上げのわくの問題なんでしょう。ですから業者の申請のうちの多過ぎるものは、頭を切つたというふうなものではなくて、これは政府で買上げるといふ建前で割当をするのではないですか。これはひとり輸出電球に限るのではなくて、いろいろ／＼雑貨についても同じだと思ひますが、そういう手続ではないのですか。

○石井説明員 政府の名において輸出することを予定いたしましたものであります。

○武蔵(逓)委員 それに基いて、業者は、当時統制になつておつた資材を、安定本部からわくをもらつて受取るわけですね。

○石井説明員 その通りです。

○武蔵(逓)委員 これによつて業者が製造に着手をいたしました、メーカーとサプライヤーが売買契約をする。それからサプライヤーからG H Qに對してIEの一〇〇なら一〇〇という書式で、輸出許可申請書というものを提出することになるのですか。

○石井説明員 その通りであります。

○武蔵(逓)委員 それ許可というところになつて貿易局へ参りまして、貿易局からこれが公団に交付される、公団から蒐荷指圖書というものが出るといふ順序になるのですか。そうしてまたこれはそのような経過を経たものであるかどうか。

○石井説明員 貿易局から公団に對しまして、蒐荷指圖書が出ておるわけでありませう。

○武蔵(逓)委員 その蒐荷指圖書がでて、公団とサプライヤーとの間に売買契約ができるわけでありませうか。

○石井説明員 その通りであります。

○武蔵(逓)委員 公団からもひとつ御返事をもらひませう。

○吉田説明員 その通りであります。

○武蔵(逓)委員 そうしますと、ここへ伺ひたいのですが、一体いつ売買契約書を公団と業者との間につくつたのでありますか。またつくるのでありますか。

〔多武良委員長代理退席、委員長着席〕

○石井説明員 蒐荷指圖書に基きまして、公団が業者と値段その他すべての点について商議が済んだ後でございます。多くは蒐荷指圖書の到着したときと考へてよろしいかと思ひます。

○武蔵(逓)委員 その間の期間はどのくらいありましたか。

○石井説明員 個別のことでございまして、こまかいことはここに契約書がございまして、十八日に指圖書が出ましたものが十日に契約になつておるといふ程度のものだと思ひます。それはいろいろの例ですから、一々ここでは御返事ができません。

○武蔵(逓)委員 そうしますと、生産指示、つまり割当があつてから、そういう手続を経るのでありますけれども、業者は割当があれば製造に着手するであらうと思ひます。ことに先ほどお話がありましたように、技術の保存とか、開散期を利用して仕事をするのでありますから、おそらく業者といたしましては、割当があればすぐこれに買上げをしてもらえるものというわけ

で、仕事に着手をすると思うのでありますけれども、今の手続があつて公団と売買契約ができるというのは、大分後になると思うのであります。大体その契約というのは、割当をしたときにするの、それとも免許指図書が出たあとで売買契約をするときにやつたものであるか、この点を伺いたい。

○石井説明員 たいだいまのお話につきまして、先ほどちよつとお触れになつたのであります。官庁の中にもいろいろと意見の不一致があつたり、あるいはセクシヨナリズムがあつたというお話がありました。これは全体として輸出はもろもろ振興したい、しかしながら、国の損をできるだけ少なくからしめるという要求も同時にあるわけでございます。そのような話合いの中から、政府貿易の形式をふみ、あるいは資材の割当の便宜を得る。金融その他についての便宜の措置をつけるというようなことでありますから、われわれといたしましては、当然政府が契約するとともに、かわり証文として誓約書をとつておかねばならない、自分たちの職責は盡さないわけでありまして、これは当時かわり証文として契約成立と同時にとつていくわけでありました。

○武蔵(通)委員 そうしますと、割当のときではないのですか。
○石井説明員 一般的な状況といたしまして、本件については、かわり証文がとられるというところは、もちろん業界も承知しておつたと思ひますけれども、かわり証文のとられていたのは、契約の成立したときでございます。

○武蔵(通)委員 直接契約の側に当られました公団のお話を伺いましょう。

○吉田説明員 まつたくその通りであります。今経理部長の言われた通りで、寸分間違ひはありません。

○武蔵(通)委員 なるべく国の損を少くしようという趣旨は、私も決して反対をするものではないと思います。しかし民間業者に対しては、買上げを前提として割当をし、製造を命じておきまして、その後になりまして、どういふ実情であるか知りませんが、買上げができなくなつたという場合には、買上げをきまして、その責任は当然政府で負うべきものでありまして、国損を少なくする理由で、政府内部における買上げ不可能になつた理由を業者者に転嫁するということとは、業者を殺すのではないですか。

○石井説明員 たいだいまのお話のございました、十二月の初めに東京ビルで業界と話し合ひをした内容が、どれだけの拘束力を持ち、どのような法律的性格を持つてゐるものかということに帰する問題かと思つております。しかしながら、輸出の許可というものは、これは命令でございますから、この範囲までは輸出をしてもよろしいのだというところでございまして、その範囲につきましては、民間ベースでやることもあり、政府ベースでやるものもあるものであります。政府がそれにつきまして買上げの責任を持つということとは、買上げ契約そのもので規定されるのでございまして、これは買上げ契約で国損を少なくすべきだというのは、業界に対して非常に不信、不徳をいたしましたということには相ならぬと思つております。ことに本件に關しましては、業界それ自身も、何ゆゑ政府の国損を

少なくしなければならぬかということ、十分了得いたしておつたことと私は承知いたしております。

○武蔵(通)委員 なるほど、そうしますと、割当をして業者が、これを信用して買上げられるものというところでつくりまして、いろいろ金融関係その他で最後のところまで来ておるといふような場合においても、もう買上げのことをしなくつた、あるいは誓約書を入れないければ、買上げないのだというところでもいいわけでありませんか。買上げ以外には責任がないというのですか。

〔委員長退席、中村委員長代理着席〕

○石井説明員 二月に、あるいは年を越しましてから、突如としてこのような話を持ち出したのであれば、これはまさにお説の通りだと思つてござい

ますけれども、本件は、あるいは割当を行い、一〇一番の申請をする当時から、政府貿易形態を不適当とする、政府はいわば名義貸しだけであるということ、業界それ自身が十分了得しておつたところでございますから、決してたゞいまの仰せのようなことではないと考へます。

○武蔵(通)委員 根本的な問題でありまして、こういう場合における輸出ができるかできないかという見通しは、これはどこでやるのでございましょうか。

○鈴木説明員 通産省、当時の商工省の電気機械課と安定本部と協議いたしました。輸出計画を立てたのであります。

○武蔵(通)委員 そうしますと、輸出の見通し等については、業者にはわからないのであつて、政府が立てるといふことになるのでありますね。

○鈴木説明員 輸出計画につきましては、私たちの手もとにある資料だけでは、十分その時期なり情勢なりの判断がむづかしい点もございまして、業界の有識者の情勢の報告も受けまして、なおその生産計画につきましては、当時二十三年の後半期になりまして輸出が増大をいたしました関係から、能力が月に一千万箇程度に相なつたわけでございます。すでにそうなつておりましたので、月に一千万箇ぐらの計画生産をしてほしいというのが業界の要望であつたのでござい

ます。従つて三月を経過いたしますと、三千万箇になるのでございまして、当時の貿易庁の資金等の関係から、二千万箇と査定をいたしました次第でござい

ます。○武蔵(通)委員 買上げをしないことは、輸出ができなくなつたからであるか。輸出はできたのだけれども、商工省並びに関係官庁の中におけるいろいろの事情で、買上げをしなかつたのか。公団ではいふんばいらないものを買上げておるのですが、それはどうでしょう。

○石井説明員 本件の輸出につきましては、かわり証を讀上げれば一番よろしゅうございまして、政府貿易の形態をとるけれども、業界それ自身自主的に輸出をいたすようにいたしますというところであります。できる限り政府の、貿易庁の手を煩わさないという趣意でございまして、われ／＼といひましたし、業界がどん／＼輸出をいたしておるものと考へまして、買ひもどし等の要求のあることを期待しておつたのでござい

ます。買ひもどされまして、輸出に向けられたものも相当あるわけでございます。従ひまして、官庁間におけるいざこざと申しますか、事務の連絡不円滑等のために輸出ができなくなつたということはないと思つてござい

ます。つけ加えて申し上げれば、われわれが輸出計画生産と称しておりますのは、千九百五十万箇でござい

ました。二千三百二十万五千箇というものが二十四年中に輸出されておるわけ

でございます。たいだいま一三の大体の見通しは立つたかとのことでござい

ました。一三の見通しをいたしましては過大であつたと思つてありますけれども、年度それ自身といたしましては、この数字は別に何もあつた見通しではなかつたと思つてお

負わないというのであります。それはどうでしょうか。

〔中村委員長代理退席、委員長着席〕

○石井説明員 先ほどもちよつと申し上げたと思いますが、本件を政府契約にいたしましたいきさつ、割当のいきさつ等から、買ひもどしの條件を持ち出しましたのは、決してあとになつていたしたのではないのでございまして、十二月の初めごろ、本件が計画生産、割当等の問題をめぐつてもめておつた時代から——いわゆるもめておると申しましょうか、問題になつておる当時から、すでに約款つきということを業界が了得しておつたのでございしますから、この誓約書は十分有効でありまして、このまま直接に政府が買上げる義務があるというようなことは相ならぬと考えるのでございします。

○武蔵(連)委員 念を押しておきますが、それならば、かりに百歩譲つて、その誓約が前ではなくてあとだつたということになれば、責任を負うのですか。

○石井説明員 ちよつとこれはお尋ねしなければなりません、あとであつたと申しますのは、初めの話合ひのときには全然そういうような問題がなく、あとになつて持ち出された問題であるとするならば、責任がある、こういう御質問でありますか。

○武蔵(連)委員 その通りであります。

○石井説明員 業界が全然何らの考えがないのに、突如としてそういう申出をされたのだ、そうしてそれが契約それ自身の成立に非常に影響を及ぼすの

だということになりますれば、これはどういふような形式に相なるかわかりませんが、両当事者のあるいは過失であるとか錯誤であるとかいふ問題を論じなければならぬと思いますが、政府の責任は起ると思います。

○小金委員長 次に、特別鉱害復旧臨時措置法の施行に関する件を議題として、調査を進めます。この際お諮りいたします。本件に関する調査につきましては、十分に委員及び政府委員の御意見を承るために、一般傍聴人の退場を求め、秘密懇談会として議事を進めたいと存じます。このようにとりはからうことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議ないものと認めます。よつて本委員会は、ただいまより秘密懇談会といたします。傍聴人の退場を求めます。

〔午後三時十分秘密会に入る〕

〔午後四時九分秘密会を終る〕

○小金委員長 これにて秘密懇談会を終ります。本日をもつて今会期の議事は全部終了するのでありますが、なお申出中の閉会中審査事件が正式に院議によりまして、付託になりました際には、それ〴〵所管の小委員会において閉会中の審査を進められんことを望みます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

昭和二十五年八月十一日印刷

昭和二十五年八月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁